

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第二号第二十八の規定に基づき、平成十八年総務省告示第六百五十九号（特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

設 出 線

次の表の左欄に掲げる特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、それぞれ同表の右欄のとおりとする。

特定小電力無線局の無線設備	占有周波数帯幅の許容値
【一～十六 略】	【略】
十七 60GHz を超え61GHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備	500MHz
十八 57GHz を超え64GHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備（設備規則第49条の14第12号に規定するものに限る。）	7GHz
十九 57GHz を超え66GHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備（設備規則第49条の14第13号に規定するものに限る。）	9GHz
二十 【略】	【略】
二十一 【略】	【略】

【注 略】

備考 表中の「」の記号は下記をいふ。

設 出 線

【同左】

特定小電力無線局の無線設備	占有周波数帯幅の許容値
【一～十六 同左】	【同左】
十七 60GHz を超え61GHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備	500MHz
十八 【同左】	【同左】
十九 【同左】	【同左】

【注 同左】